

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項を次のように改める。

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、観光圏の認定を目指すとともに、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。
	甲の役割	観光圏の認定や圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。 観光圏整備計画の策定、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	観光圏の認定や圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

別表第1オの表防災体制の整備の項を次のように改める。

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施するとともに、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月25日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山 本 進

